

MARPOL 条約附属書Ⅱ及びⅠＢＣコード 2004 年改正の概要

1. 改正の背景

ＩＭＯでは、海洋環境保全に対する国際的な意識の高まり及び科学的知見の進展等を背景に、１９９２年から、有害液体物質の汚染分類の見直し等について検討を行ってきたが、２００４年１０月のＭＥＰＣ、１２月のＭＳＣで、ＭＡＲＰＯＬ条約附属書Ⅱ及びⅠＢＣコードの全面改正が採択され、２００７年１月１日から実施されることとなっている。

2. 主要な改正点

- (１) 汚染分類の全面改正（別紙１ 表１）
有害液体物質について汚染分類を、５分類（Ａ～Ｄ及び無害）から４分類（Ｘ～Ｚ及び無害）に変更。
- (２) 排出方法・排出設備の全面改正（別紙２ 表２）
汚染分類の変更に伴い、新しい汚染分類毎に新たな排出方法を規定。
- (３) 運送に係る構造・設備規制の全面改正（別紙１ 表３）
新しい科学的評価基準に基づき、各有害液体物質について運送に係る構造・設備要件を見直し。
- (４) 未査定液体物質の輸送を禁止
- (５) 現存船への規制の適用
現存船への規制の適用について、「経過措置に関するガイドライン」が脚注から削除され、主管庁判断とされた。

表 1 汚染分類の変更

		現行 MARPOL 条約附属書 II における汚染分類					
		A	B	C	D	無害	計
改正 MARPOL 条約附属書 II における汚染分類	X	36 物質	21 物質	9 物質	1 物質	1 物質	68 物質
	Y	18 物質	70 物質	136 物質	103 物質	20 物質	347 物質
	Z	1 物質	3 物質	10 物質	72 物質	57 物質	143 物質
	無害	0 物質	0 物質	0 物質	0 物質	7 物質	7 物質
	計	55 物質	94 物質	155 物質	176 物質	85 物質	565 物質

：排出設備規制強化 420 物質

表 3 船型要件の変更

		現行 IBC コードにおける船型				
		Type 1	Type 2	Type 3	N/A	計
改正 IBC コードにおける船型	Type 1	12 物質	5 物質	3 物質	0 物質*	20 物質
	Type 2	5 物質	105 物質	109 物質	57 物質*	276 物質
	Type 3	0 物質	2 物質	137 物質	100 物質*	239 物質
	N/A	0 物質	0 物質	0 物質	30 物質	30 物質
	計	17 物質	112 物質	249 物質	187 物質	565 物質

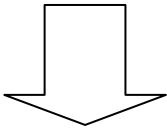
：船型要件強化 273 物質

*：運送要件（通風，電気・消防設備等）が新たに適用。

表 2 排出方法・排出設備の全面改正

現行

		事前処理	排出海域		排出方法		排出設備
			事前処理後最初に 貨物タンクに入れた水（D 類にあっては、事前処理により希釈された有害液体物質）	その後に貨物タンクに入れた水	事前処理後最初に 貨物タンクに入れた水（D 類にあっては、事前処理により希釈された有害液体物質）	その後に貨物タンクに入れた水	
有害液体物質を海洋へ排出をする船舶（通風洗浄をするものを除く）	A 類	洗浄水の濃度が一定の濃度以下となるまで洗浄	距岸 12 海里外かつ水深 25m 以深	すべての海域	(1)一定の速度以上で航行中に排出	限定なし。	・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置 ・ 有害液体物質排出管装置
		予備洗浄装置による洗浄			(2)海面下で排出		・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置 ・ ストリッピング装置（残量 100 l 以下） ・ 有害液体物質排出管装置
	B 類	ストリッピング装置による吸排（高粘性物質以外）			(1)同上 (2)同上 (3)一定の排出率以下で排出		・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置 ・ ストリッピング装置（残量 100 l 以下） ・ 有害液体物質排出管装置
		予備洗浄装置による洗浄					
	C 類	ストリッピング装置による吸排（高粘性物質以外）					・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置 ・ ストリッピング装置（残量 300 l 以下） ・ 有害液体物質排出管装置
		予備洗浄装置による洗浄					
	D 類	1 0 倍希釈装置による希釈	距岸 12 海里外		(1)同上		・ 1 0 倍希釈装置 ・ 有害液体物質排出管装置
通風洗浄する船舶		通風洗浄	限定なし		限定なし		・ 通風洗浄装置
有害液体物質を海洋へ排出しない船舶		—					・ 専用バラストタンク ・ 有害液体物質排出管装置



改正後

		事前処理	排出海域		排出方法		排出設備
			事前処理後最初に 貨物タンクに入れた水	その後に貨物 タンクに入れた水	事前処理後最初に 貨物タンクに入れた水	その後に貨物 タンクに入れた水	
有害液体物質を海洋へ排出をする船舶（通風洗浄をするものを除く）	X 類	洗浄水の濃度が一定の濃度以下となるまで洗浄	距岸 12 海里外かつ 水深 25m 以深	すべての海域	(1)一定以上の速度 以上で航行中に排出 (2)海面下に排出 (3)一定の排出率以下で排出	限定なし	・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置 ・ ストリッピング装置 (残量：現存船 100ℓ以下、新船 75ℓ以下)
		予備洗浄装置による洗浄					
	Y 類	ストリッピング装置による吸排（高粘性物質以外）			ストリッピング装置による洗浄	・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置 ・ ストリッピング装置 (残量：現存船 100ℓ以下、新船 75ℓ以下)	
		予備洗浄装置による洗浄					
	Z 類	ストリッピング装置による吸排	距岸 12 海里外かつ 水深 25m 以深。 ただし、内航船については、水深 25m 以深とすることができる。		同上。 ただし、現存船については、（1）の要件のみとすることができる。	限定なし	・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置（現存船は免除。） ・ ストリッピング装置 (残量：現存船 300ℓ以下、新船 75ℓ以下)
		予備洗浄装置による洗浄					
通風洗浄する船舶		通風洗浄	限定なし	限定なし		・ 通風洗浄装置	
有害液体物質を海洋に排出しない船舶		—					・ 専用バラストタンク ・ 有害液体物質排出管装置